

平成28年度第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

日 時	平成29年3月17日(金) 13:30~15:30
会 場	芦屋市役所 東館3階大会議室
出席者	副委員長 松葉 光史 委 員 上住 和也 半田 孝代 加納 多恵子 三谷 百香 和田 周郎 木村 嘉孝 瀬尾 多嘉子 原 秀敏 旭 茂雄 玉木 由美子 段谷 泰孝 欠席委員 山本 隆 仁科 睦美 北田 恵三 柴沼 元 多田 洋子 仲西 博子 寺本 慎児 事務局 福祉部高齢介護課 宮本 雅代 山本 直樹 嶋田 美香 小林 明子 井村 元泰 松本 匡史 西田 祥平 関係課 福祉部地域福祉課 細井 洋海 浅野 理恵子 福祉部社会福祉課 廣瀬 香
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議事

- (1) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(28年度上半期)の評価について
- (2) その他

2 資料

- ・平成28年度第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会議事次第【資料1】
- ・第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成28年度上半期)【資料2】
- ・事業実施状況について(平成28年度上半期)【資料3】

3 開会

事務局紹介

#### 4 議事

(1) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(28年度上半期)の評価について

(事務局 宮本)

「第7次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要と評価シートについて説明

(事務局 小林)

基本目標1「高齢者を地域で支える環境づくり」について説明

(松葉副委員長)

小林さん、ありがとうございました。まず、基本目標1の説明をいただきましたけれども、何か御質問はございませんでしょうか。

(加納委員)

資料2の4ページ施策の展開目標1-7に、生活支援コーディネーターを5ヶ所に配置したとありますが、これは高齢者生活支援センター4ヶ所と、もう1ヶ所はどこですか。

(事務局 小林)

広報あしや臨時号の2面に掲載しております。市内の社会福祉法人等に委託してまして、もう1ヶ所は、かんでん福祉事業団に委託しています。

(松葉副委員長)

他に御質問はございませんでしょうか。基本目標1は達成割合Cがまだ一つあります。

また、前回までの達成割合CがBになった項目が二つございます。他の項目も含めて、Bになってはいますけれども、まだCではないかなという意見等もございましたらお願いいたします。

(加納委員)

若年性の認知症への支援がどれだけ進んでいるのかはどの項目に書かれているのですか。

(事務局 小林)

若年性の認知症については、項目としては、4ページのEの進捗状況④番に書いていますが、実態としまして、若年性の方からの相談ケースは、目に見えてはございません。高齢者生活支援センターには、上半期に1件程度の相談があった状況でございます。

(加納委員)

民生委員は、幾つかのケースを把握はしています。それを実際どちらへつないだらいいのか、どこへつなげばいいのか周知ができていない状況からみれば、BよりCではないかなと思います。ただし、振込み詐欺等の悪質商法については、どこへつないだらいいのかも含めて、啓発が行き届くようになっていると思います。

(事務局 宮本)

若年性認知症につきましては、本来40歳以上の方であれば、介護保険サービスの対象になります。まだまだ今おっしゃったように、制度や介護保険サービスを利用するところまで至っていないのが現状かと思います。この若年性認知症につきましては、今後、ますます周知に力を入れていきたいと考えています。実際に水面下では、やはり何十人の

方が、芦屋にもおられるだろうと予想しております。若年性、あるいは認知症、という単語を冠にしていまいかと、なかなか御家族も抵抗があるかと思っておりますので、例えば、〇〇カフェとか、〇〇の場といった形で、居場所をたくさんつくることによって、そこに相談が入ればいいなということで、それは、生活支援コーディネーター、あるいは、認知症初期集中支援チームの方たちが、これから検討していくものかと思っております。

あと、B評価の中で消費者教育推進計画につきましては、経済課が所管しています。消費者教育は、高齢者だけが対象ではありませんが、皆さんに知っていただきたいということで、出前講座などで啓発もしていきたいと申しておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。以上です。

(和田委員)

資料2の1ページ施策の展開目標1-1に在宅医療介護連携支援の項目があって、平成28年度活用状況について教えていただきたいのと、あとは4ページの認知症ケアパスの作成の達成割合が前回に続きCということですが、これを次はBに上げていかなければいけないですが、どのように計画しているのか教えて下さい。

(事務局 細井)

今年度、設置いたしました在宅医療・介護連携支援センターの活用状況につきまして、直近で相談延べ件数が91件となっております。在宅医療・介護連携支援センターにつきましては、福祉医療関係者向けの相談窓口ということで開設をいたしましたが、市民の方からの御相談が約半数となっております。市民の方の御相談の内容は、往診等々につきまして、御紹介してほしいということが一番多かったように聞いております。相談件数としては、91件ですので、何とかお一人体制で、対応していただけていると思っております。また、在宅医療・介護連携ということで、さまざまな会議等にも出席をいただいております。年間で90回程度、例えば市内にある3病院の連携の担当者会議でありますとか、また、認知症初期集中支援チームの会議に御出席いただいたりとか、連携については推進していただくように当初からお願いしておりましたので、実績を上げていただいていると認識しております。

(松葉副委員長)

認知症ケアパスの作成について、今後協議していくことに関しまして、説明をお願いします。

(事務局 小林)

認知症ケアパスの場合には、C判定を、これからどうしていくかということですが、28年度は、認知症地域支援推進員が、スーパー等にインタビューをしました。その結果、スーパーの側では困っていないと言われましたが、アンケートをするなら、協力するというご回答もいただきました。29年度には、専門職と専門職でない方をペアにして、認知症の当事者にインタビューをするプロジェクトを検討中です。

また、事業所に対しては、インタビューではなく、紙面によるアンケートをすることを

検討中です。これらの結果を基に、下半期にケアパス作成に向けて、取り組んでいきたいと考えています。

(上住委員)

ケアパスを作るのであれば、何年何月までにはこういう方法で提供していこうと言う、一応の道筋を出すということはいかがでしょうか。状況によって変わっていくとは思いますが、具体的にどこまでにするという目標をつくり、そこから逆算しながらやるという感じで、その道筋の中でケアパスは、この時点ではつくりますというやり方はいかなるものでしょうか。

(松葉副委員長)

工程表づくりと言いますか、最終目標までの時系列みたいなものですかね。

(事務局 小林)

29年度の計画について、検討しているところです。実際には関係機関と協議を重ねていって、つくる過程が大事と思っていますので、ある程度の時間はかかると思います。

(上住委員)

ありがとうございます。

(瀬尾委員)

認知症ケアパスのことで、少し感じたことがあったんですけど、昼間に徘徊する方については、人目が結構ありますし、この頃は、オレンジリングを付けた、認知症について勉強している方も増えていますから、多少安心できるかなと思っています。一方夜間、暗い中をさまよっていた方にとっては、コンビニが、明るくて品物もいっぱいあり、頼りにできるのかなということを頭に思い浮かべていたんです。そうしましたら、最近、夜のコンビニには、日本語が通じにくい店員が増えていると耳にしました。外国人のアルバイトの店員さんだけがいて、日本語が通じなくて苦勞したということです。認知症ケアパスの一つのツールになるかなと思っていた夜のコンビニが、もしかしたら頼りにならないということかなと感じました。だから、Cの評価は、外したくても、なかなか外しにくいジャンルではないかなと感じたんです。

(事務局 宮本)

貴重な御意見ありがとうございます。コンビニは確かに、そういう地域の見回りの拠点としても、これからも活用していくところだと思いますが、同じように24時間ということで、高齢者の施設も24時間、稼働しているところもありますし、それ以前に、やはり高齢者の方が徘徊をするまでの予防線を張るとか、あるいは、徘徊をしなくても済むように、介護サービスや、あるいはネットワークを張るということも、必要だと思います。また、コンビニだけでなく、いろんな機関をこれから巻き込んで認知症の方への支援というのをしてまいりたいと思います。

(松葉副委員長)

ありがとうございました。他に御質問等ありましたらどうぞ。

(三谷委員)

認知症初期集中支援チームの対象となるケースの内容というものが、どういったものかを教えていただけたらと思います。

(事務局 浅野)

認知症初期集中支援チームの対象の方ですが、高齢者生活支援センターに入る相談の半数以上は認知症に関することではあると思いますが、その中でも受診につながっていない、医療機関につながっていないであるとか、あるいは、介護サービスにつながっていないといった、そういった方を対象に、何らかの介入をしまして、サービスにつなげていくことがチームの目的になっております。上半期2件ということでしたが、年間を通じて、今3件、終結まで取り扱いがございまして、一例を御紹介させていただきます。初めに高齢者の御夫婦で、妻が認知症になっており、夫は認知症ということに気付かれずに、妻が何度も同じ話をされたり質問されることに腹が立って、手が出てしまうようなことがありました。それを、高齢者生活支援センターはキャッチしていたのですが、なかなか介入が難しいということで、特に、認知症について、かかりつけ医もまだいらっしゃらない、介護認定にもまだつながらないということで、初期集中支援チームに御相談がありました。そこで認知症初期集中支援チームで訪問に行かせていただきまして、認知症サポート医としてかかわっていただいている宮崎先生が、夫に、認知症のご説明、妻が認知症であるということと、何度も御質問されたりするのが、認知症が原因なんだということの説明をされたところ、夫も十分に御理解をされまして、そこから受診にも行かれ、介護認定を受けて、ホームヘルパーも受け入れられるようになったということで、夫の負担軽減もございまして、サービスにもつながるといような、結果が得られております。以上です。

(松葉副委員長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(半田委員)

民生委員が若年性の認知症に関して相談を受けた場合、社協の相談窓口がつながりやすいんですが、他にも認知症初期集中支援チームや高齢介護課もある中で、情報をキャッチした私たち民生委員は、つながりやすいところに行けばいいんですかね。

(事務局 小林)

まずは、高齢者生活支援センターにつないでいただければと思います。

(半田委員)

若年性認知症の方の場合は、お子さんがまだ小さかったりして、複雑な問題も抱えていらして、一概に高齢者の相談窓口である高齢者生活支援センターにつなぐのではなく、もう少し全般的な相談窓口があった方がいいのかなと思います。

(事務局 小林)

高齢者生活支援センターには、認知症地域支援推進員が1名おりますので、若年性の認知症の方への対応もすることになっております。ぜひつないでいただければと思います。

(半田委員)

社協の総合相談窓口につないでもいいんですよ。そこからも高齢者生活支援センターに、またつながるわけですよ。その連携は、それぞれが取れているのかなということをお聞きしたかったのですが。

(事務局 小林)

福祉センターには社会福祉協議会も、高齢者生活支援センターもございますので、連携は取れています。

(半田委員)

では、行きやすいところに相談させていただきます。

(加納委員)

民生委員や福祉推進委員が、この人は認知症だという診断は、できませんし、してはいけないと言っています。地域でトラブルを起こしたり、暴言を吐いたり、ちょっと、いつもと違うというような気づきがあったときには、地域の高齢者生活支援センターか、社協の相談窓口につないでくださいと言っていますので、認知症だったらこの相談窓口と限定されてしまうと、民生委員や福祉推進委員は、その判断までしないといけなくなります。行政にはどちらの相談窓口でもいいですので、まずはどこかにつないでくださいと言っていたきたいです。

(松葉副委員長)

なかなか難しい問題で、医師会にも在宅医療・介護連携支援センターを開設していますけれども、たらい回しが一番困りますよね。ですから、行政にも見ていただきたいし、こちらのセンターにも電話していただいて、そこでまた相談を受けるというのも一つの方法だと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

他に質問なければ、基本目標2の説明をお願いいたします。

(事務局 井村)

基本目標2「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について説明  
(松葉副委員長)

ありがとうございました。主に達成割合について検討する委員会ですが、新しく、たくさんさんの情報提供がありました。何か御質問はございませんでしょうか。ハピネスカードの件は、どちらに書いてありますか。

(事務局 井村)

市の計画に記載している事業でなく、老人クラブが自主的に企画し、実施している事業です。

(松葉副委員長)

わかりました。また、平成29年4月1日から、芦屋市介護予防・日常生活支援総合事業が始まるというのは、非常に大きな展開ですよ。総合事業の特徴、こちらのリーフレットに書いてありますけれど、一つは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が、介護予

防のサービスから総合事業のサービスになるということですね。その下の事業対象者の区分の新設ですが、この事業対象者になるには、アンケートに答えればいいのですか。

(事務局 井村)

そうです。ご自身でチェックリストを実施していただき、25項目の質問項目に回答し、基準に該当した方は事業対象者になります。

(松葉副委員長)

これまでの要介護認定では、ドクターが意見書を書き、市から認定調査員が申請者のもとへ行かれて、調査を行っていましたが。

(事務局 井村)

基本チェックリストの実施については、高齢者生活支援センターの職員がご自宅に伺い、実施することが基本となっております。実施した基本チェックリストを市に提出いただき、市で事業対象者に該当しているかどうか基準に沿って判断するという流れになります。

(松葉副委員長)

それで、ドクターたちが書いた介護認定の意見書と一緒に、総合的に判断するのですか。

(事務局 井村)

医師の意見書は提出不要です。事業対象者になることに関しましては、基本チェックリストを実施し、高齢者生活支援センターの職員がアセスメントを行って判断していますので、医師の意見書は特に必要ございません。

(松葉副委員長)

介護認定とはまた別の話なんですね。今まで通り介護認定には医師の意見書はいるのですね。

(事務局 井村)

介護認定の手続きとは、別です。

(上住委員)

例えば介護認定審査会で非該当と認定された人が対象ということでもないわけですか。

(事務局 井村)

非該当になった方も、基本チェックリストで基準に該当した方は事業対象者になります。

(上住委員)

つまり、介護認定審査会で非該当になった方が対象になる可能性が高いということですよ。65歳以上で全く日常生活に何の不自由もない生活をされている方が、対象となるという可能性は低いということですよ。

(事務局 井村)

全く問題の無い方は、基本チェックリストの基準には該当しないかと考えます。

(上住委員)

では、介護認定を申請もしていない人でも、事業対象者となることを希望すれば、認定調査員が来られるということですか。

(事務局 井村)

事業対象者となることを希望されれば、高齢者生活支援センターの職員がご自宅に伺い、利用希望者本人に基本チェックリストを行います。

(松葉副委員長)

他に質問ございませんでしょうか。新設される基準緩和サービスですが、資格のない、ホームヘルパーの方から提供していただけるということですね。4月1日から提供していただく方もたくさん集まっているんですか。

(事務局 井村)

既に養成研修も開催されており、着々と準備を進めている段階でございます。現在はシルバー人材センターの方が中心に研修を受けていらっしゃいますので、シルバー人材センターは4月1日から提供できる見通しになっております。

(松葉副委員長)

わかりました。他にいかがでしょうか。

(段谷委員)

先ほどから、総合事業が4月1日実施ということで、初めて聞きましたが、例えば地域への啓発などは、もう進んでいるのでしょうか。

(事務局 井村)

3月16日からJ：COMで総合事業の特集を放送しております。加えて、広報あしや3月1日号でも掲載し、総合事業につきましては周知をさせていただいております。

また、高齢者の一般施策である生活支援型ホームヘルプサービス、デイサービス、軽度生活援助事業をご利用いただいている方につきましても、高齢者生活支援センターの職員が伺いまして、ご説明と、必要であれば基本チェックリストをしていただくといった流れになっております。

(旭委員)

今説明していただいた変更点について、何人か町で集まって聞きたいとしたら、出向いてきてもらって説明してもらうことができますか。土日でも、30名程度集まれば、出向いてくれますか。

(事務局 井村)

市の出前講座で介護保険の制度説明もメニューに入っておりますので、所管課である生涯学習課に申し込んでいただきましたら、出向いてご説明させていただきます。

(松葉副委員長)

他にございませんでしょうか。なければ引き続き、基本目標3の説明を事務局お願いします。

(事務局 嶋田)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」について説明

(松葉副委員長)



ありがとうございました。何か御質問ございませんでしょうか。

(加納委員)

これは確認ですが、資料2の8ページD、住民主体の介護予防活動への支援ですけれども、その進捗状況に、市民自主活動グループに対するグループ育成支援として、トレーナー派遣とあります。これは、具体的には、例えば社協に委託してくださっている、三条デイのことなんかがここへ含まれるのでしょうか。

(事務局 嶋田)

委員がおっしゃられている三条デイの取組とは別でございます。介護予防センター事業を行っております芦屋市体育協会に委託している事業でございます。市内にお住まいの10人以上のグループが地域で体操をされたいときに、運動指導トレーナーをそこに派遣して、その派遣の費用を市が負担するという事業でございます。

(加納委員)

三条デイとは違うということですね。

(事務局 井村)

三条集会所で行っている事業は、生きがいデイサービスという別の事業になります。高齢者の一般施策として、今後も続けていきたいと考えており、トレーナー派遣事業とは別の事業です。

(加納委員)

では、こちらの市民自主活動ってというのは、どういった市民が活動していらっしゃるんですか。

(事務局 嶋田)

例えば、さわやか体操教室に御参加いただいたグループが、そのまま引き続き地元に戻られて体操を続けたいと言われるときに、トレーナーをその地域に派遣させていただいて、引き続き体操を続けていただきます。

(加納委員)

トレーナー養成という意味なんですか。

(事務局 嶋田)

トレーナーの派遣ですね。地域で体操をされたいグループに対してトレーナーを派遣しまして、自主的な活動につなげる事業です。

(加納委員)

そういう仕組みは理想としては分かりますが、地域でそういうグループを集める声掛けは誰がするのでしょうか。そこが大事なのではないのでしょうか。地域に住んでいる方たちが自主的に仲間を集めて、トレーナーさん来てくださいますようお願いする仕組みを誰が作り上げるのですか。

(事務局 嶋田)

例えば高齢者生活支援センターですとかが、その地域の住民主体の活動の支援をしてお

ります。

(加納委員)

高齢者生活支援センター内でなさるわけではなく、地域の集会所まで出てきて支援して下さる場合もあるということですか。

(事務局 嶋田)

そういったきっかけづくりの支援を高齢者生活支援センターに委託しております。

(加納委員)

その地域に住む希望者を集めるということですか。

(事務局 嶋田)

自主活動のグループづくりの支援を委託しております。

(加納委員)

そういう宣伝はあまり聞いたことがありません。

(事務局 嶋田)

高齢者生活支援センターが、例えば地域に出向かれて出前講座はじめ講座を開かれるときの資料には、自主活動グループを支援しますというような周知は実施しておりますが、なかなか自主活動につながらない現状がありますね。やっぱり教室型に通いたいという方はたくさんいらっしゃいますが、自分達が主体的に取り組むには、やはり役割の問題もあるようです。

(加納委員)

私たち地域の者は、介護認定を受けないで、高齢になっても在宅で、いつまでも元気で過ごしたい。そのために介護予防的な居場所づくりをしてほしいという高齢者が大方なんですよ。何も介護認定を受けるために介護保険があるわけではないので、介護認定を受けないで自分の地域で安心して暮らしたいという高齢者がほとんどです。そういう方の気持ちに寄り添って仕組みをつくるのが、私たち福祉に携わる者は、きっかけづくりが役割だと思っています。だから、高齢者生活支援センターの方から、トレーナー派遣を受けるグループを作りなさいと言われるよりも、私の理想としては、地域から、体操しましょうかといった声が上がったときに、高齢者生活支援センターにトレーナーどなたかお願いしますと相談すれば、行政から派遣されるといった、地域からの願いをつなげることを重要視した説明にしたほうが、在宅でいつまでも元気で何とか頑張らないと思えると思います。

(事務局 嶋田)

おっしゃるとおり周知が不十分であると認識しております。一つの例ですが、地域で例えばマンションの管理組合で、マンションにお住まいの複数の人たちから、体操をしたいんだけどどうしたらいいかとの声が高齢者生活支援センターにありまして、高齢者生活支援センターの保健師が中心となって、自主活動を支援するという取組は実際ありました。

(加納委員)

相談しに行けばいいっていうことですね。

(事務局 嶋田)

はい。引き続き周知をまいります。

(加納委員)

更なる啓発が必要ですね。

(松葉副委員長)

他によろしいでしょうか。それでは、基本目標4の説明をお願いいたします。

(事務局 嶋田・山本)

基本目標4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明

(松葉副委員長)

基本目標4の説明をしていただきましたけれども、何か質問はございますか。大きな変更点はないようですけれども、費用の減免等のところで、収支を別にしていただいたということですね。いかがでしょうか。

(原委員)

全体に渡っての質問でもよいですか。

(松葉副委員長)

もちろんです。

(原委員)

まず認定のことを聞きたいんですが、内容ではないですけども、この中間評価は、どのように活用されるんですか。

(事務局 宮本)

計画につきましては常に進捗管理をしていかないといけませんので、このように皆様からいただいた評価について、C評価の部分というのは当然皆様もそのように御了解されているわけですので、これを29年度までに目標達成にしていく。B評価につきましては、ほぼ予定どおりという判定ではございますけれども、皆様の要望等をお聞きして、それで足りない部分はさらに補っていくということで、3か年の計画の中で、進めてまいります。

(原委員)

この計画は29年度までの計画ですよ。29年度の事業実施と言いましたら、もう予算化され審議されていますよね。来年度の計画書も出されていますよね、となれば、具体的に、どうやってこの中間評価を反映させるのでしょうか。

(事務局 宮本)

数値目標はございませんけれど、基本的な施策の方向というのは、予算の中に全て投じておりますし、介護保険の財源、それと一般財源、両方の財源を活用しながら、全て進めてまいるという所存でございます。

(原委員)

計画の進捗状況や達成割合は公表されていますか。

(事務局 宮本)

附属機関等の審議に関しましては、全て公開させていただいて、議事録等も含めてホームページへアップさせていただきます。

(原委員)

3か年計画の最終取りまとめはされますよね。そこでも当然この評価というのは出るという理解でよろしいですね。

(事務局 宮本)

計画は最終年度には、全ての評価ということでいただく予定でございます。

(原委員)

もう1点、お伺いします。この委員会の議事録を、何点か拝見しましたが、A、B、Cの評価で、今回はCが1個だけですけれども、これがどうBやAになるのかっていう部分について、しきりに議論がされていますね。確かにその部分が、非常にわかりにくいですよ。と言いますのが、評価基準の、例えばBですね。予定どおり進行中とありますね。ところが資料を拝見したら、その予定が書かれていません。ですから皆さんが迷われます。評価は何かの基準があって、現状と比較して、クリアしているかいないか客観的にわかるものだと思います。そこで一つお聞きします。7ページ、これも先ほど御説明いただきましたが、住環境の整備Cの住環境の整備への支援があります。ここで先ほど、御説明いただきました進捗状況、一般型でしたか、1件が4件に増えましたというお話がありました。ここには数字が出ています。特別型3件、一般型4件、その下に助成申請件数は2件であったということが書かれていますね。これが現状ですよ。では年間延べは何件ありましたか。

(事務局 宮本)

この計画については特に数値目標をあげているものではございませんで、申請があって、それが必要であれば受けております。数が上がっているということは、それだけ制度が周知された、また、必要な方がその制度を利用するに至ったということで、評価としては高くなると私どもは判定をしています。

(原委員)

予算上は何件ですか。

(事務局 宮本)

28年度予算では6件と上げております。

(原委員)

6件見込んで4件実施ということですか。

(事務局 宮本)

そうですね、上半期4件で、本年度トータルの実績としましては、6件、予算の中で対応させていただけたと思います。

(原委員)

端的に、比較するのには数値が一番便利ですよ。ただ、数値って予算、決算なんですよ。ですから、皆さん方予算を組むときに、前年予算と当初予算で比較するじゃないですか。この評価へ全部当てはめることができるとは思わないですけどもね。数値を書くなど市民の方が評価できるような形にしないといけないと思います。今日も皆さん、意見が出ていますけれども、説明を聞かないとわからないじゃないですか。ですから、公表されているということなんですけど、公表するに当たっては、やはり、なぜこれがBになったのか、大抵最終はAになると思いますけども、それがわかるようなことをできるだけ書く。ところが前回も意見が出ていたように評価をするのは非常に難しいです。そうすると、予算や決算といった数値を活用するというのが、一番わかりやすいんじゃないですか。そうしたら、去年の予算、例えば上半期でしたら、昨年度、予算の執行額が幾らであったか。今年はそのプランで幾らであったか。それを比較すれば、すぐ答えが出るじゃないですか。それが評価の一つの方法じゃないかなと思います。

(事務局 宮本)

参考にということで、このA4サイズの事業実施状況を付けています。全てではございませんが、金額で進捗が管理できるもの、回数で管理できるもの、あるいは、内容によって管理できるものなど、やはり福祉の分野では、数値で表しにくいところが計画の評価をする難しさではないかと思っております。本日いただいた御意見は次回の計画が、ちょうど29年度から始まりますので、その計画づくりの中でも反映できるように取り組んでいきたいと思っております。

(原委員)

おっしゃるとおりで、全て統一でできるなんて決して思っておりません。使えるものには使っていくということにすれば、この評価表をつくられる行政側が楽になると思っております。事業実施状況については、対前年比で出すというのも一つのわかりやすい表現になるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(松葉副委員長)

ありがとうございました。一つの見方という面もありますので、今後参考にしていただければと思います。

全体で、御意見ありませんでしょうか。非常に膨大な情報量を全てこのA4の中にまとめるのは大変難しいかと思っておりますが、ある程度の達成割合も、全体を把握するのに役立てております。本日感じたことは、やはりこれから認知症の問題が非常にクローズアップされていますので、その達成割合がCになったところ。認知症ケアパスの問題、その辺が、やはりこれからの進捗状況、達成割合の、着眼点になると思っております。

それと、芦屋市の介護予防・日常生活支援総合事業が始まりますので、今後ともさらに詳しい説明していただけて、私たちも勉強させていただけたら幸いです。

これで、本日の全ての議題は終わりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局 宮本)

それでは皆様，2時間にわたりまして，活発な御協議ありがとうございました。また，副委員長におかれましては，委員長代行のお務め，どうもありがとうございました。

次回ですが，この評価委員会は年に2回，上半期と下半期に分けて開催しておりますので，28年度の下半期の評価を議題といたします。時期は，なるべく来年度の上半期の時期に開催したいと考えておりますので，その日程調整につきましては，委員長，また副委員長と協議の上，改めて皆様に御連絡させていただきます。その節には，よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

(松葉副委員長)

ありがとうございました。それでは皆様，本日はお忙しい中，長時間ありがとうございました。

これをもちまして，平成28年度第2回芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。